

<b>基幹水利施設管理事業</b>	事業主体 県 市町村	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
-------------------	------------------	--------------------------

## 趣 旨

都道府県又は市町村が土地改良区と連携を図りつつ、大規模で公共性の高い基幹水利施設（ダム、頭首工、用水機場、排水機場、防潮水門又は排水樋門をいう。）及び基幹水利施設と一元管理を行う幹線用排水路について、地域の農業情勢及び社会経済情勢の変化に対応した管理を行うことにより、その効用を適正に発揮させることに資するもの。

## 事業の内容

地域に存する一連の基幹水利施設について、都道府県、市町村及び土地改良区等が推進委員会を設けて「基幹水利施設管理強化計画」を策定し、これに基づいて市町村等が土地改良区と連携をとりつつ、施設のもつ農業用排水の安定、農村地域の防災・環境保全等の機能を強化した管理事業を実施するもの。

## 採 択 基 準

### 1 一般型

(1) ダム、頭首工、用水機場、排水機場、排水樋門、幹線用排水路であって、次の条件を全て満たす施設及びこれと一体的に管理する必要のある施設。

- ① 国より管理委託されたもの。
- ② 基幹水利施設管理強化計画に位置づけられ、かつ、その公共・公益的機能が高く適正な管理が特に必要と認められるもの。
- ③ 施設ごとに一定の規模要件を満たすもの。

施設の区分	施 設 の 規 模 等 に 係 る 要 件
ダ ム	設計洪水量がおおむね300m <sup>3</sup> /S以上、または貯水量がおおむね2,500千m <sup>3</sup> 以上であること。
頭 首 工	下記の要件のすべてに該当するものであること。 (1) 設計洪水量がおおむね300m <sup>3</sup> /S以上であること。 (2) ゲートを1門以上有すること。 (3) 最大取水量がおおむね1.0m <sup>3</sup> /S以上であること。
用 水 機 揚	最大取水量がおおむね1.0m <sup>3</sup> /S以上であること。
排 水 機 場	排水機の総口径がおおむね3,000mm以上であること。
排 水 樋 門	計画通水量がおおむね15m <sup>3</sup> /S以上(排水分水ゲートにあっては、流末の排水先への総分水量が概ね15m <sup>3</sup> /S以上)であること。
(排水分水ゲートを含む) 幹線用排水路	幹線排水路にあっては計画通水量がおおむね15m <sup>3</sup> /S以上、幹線用水路にあっては計画通水量がおおむね5m <sup>3</sup> /S以上であって基幹水利施設と連携した管理を行うものであること、

(2) 受益面積 1,000ha以上(畑地にあっては300ha以上)、地盤沈下地帯にあっては各々500ha、100ha以上

(3) 非農地率 受益区域内において10%以上  
(分母を受益農地に用排水効果が期待される非農地の面積を加えたもの)

面積がおおむね100ha以上（地盤沈下地帯にあつては50ha以上）  
畑を受益地とする事業にあつては、おおむね30ha以上（地盤沈下地帯にあつては10ha以上）

## 2 特別型

- (1) 国営土地改良事業により造成した施設（これに準ずる国有の土地改良施設を含む）のうちダム、頭首工、排水機場、又は防潮水門（関連施設を含む）であつて、次の条件を満たすもの。
- ① 農林水産大臣により管理を委託されたもの。
  - ② 公共・公益的機能が高い基幹水利施設のうち、その操作が河川の管理に著しい影響を及ぼすとともに、関係受益面積の相当部分を占める非農地の浸湛水被害の防止機能を有すると認められるもの。
  - ③ 施設ごとに一定の規模要件及び浸湛水被害の防止機能要件に該当するもの。

施設の区分	施設の規模及び関係受益面積等に係る条件	浸湛水被害の防止機能に係る要件
ダム・頭首工	設計洪水量がおおむね700m <sup>3</sup> /s以上でゲート3門以上を有するもの。	一級河川又は二級河川に設置された管理上特別の技術的配慮を必要とするものであつて、その操作により関係受益地帯の相当部分を占める地域について浸湛水被害の防止が見込まれ、かつ、非農地が当該地域の面積のおおむね20%以上を占めると認められるもの。
排水機場	1 機場おおむね口径1,500mm以上の排水機が5台以上設置されているもの又は排水能力においてこれと同程度のもの。	その操作により浸湛水被害の防止が見込まれる非農地の面積が関係受益面積のおおむね20%以上を占めると認められるもの。
防潮水門	年間利用水量がおおむね4,000万m <sup>3</sup> 以上又は満水面積がおおむね1,000ha以上の淡水湖に係るもので、計画通水量がおおむね1,000m <sup>3</sup> /s以上又は流域面積がおおむね10,000ha以上のもの。	その操作が地域社会の環境保全に著しい影響を及ぼすものと認められるものであつて、その操作により浸湛水被害の防止が見込まれる非農地の面積が関係受益面積のおおむね20%以上を占めると認められるもの。

(2) 受益面積 3,000ha以上

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	基幹水利施設管理事業	33.3333	66.6667	—	—	荒砥沢ダム（本体）、小田ダムに係る分
		33.3333	28.8889	37.7778	—	荒砥沢ダム（沖富調整池）に係る分
		33.3333	28.8889	18.8889	18.8889	岩堂沢、ニツ石ダムに係る分
団体営	基幹水利施設管理事業	30	1～30 [1]	40～69 [69]		[ ] はH23新規地区以降適用

※他の土地改良施設管理費補助の対象経費との重複は認められない。